|  |
| --- |
| 第47回　横浜市福祉のまちづくり推進会議　会議概要 |
| 日　　時 | 令和３年11月24日（水）　午後２時00分～４時00分 |
| 開催場所 | 横浜市市庁舎18階　みなと１、２、３会議室 |
| 出 席 者 | 大原委員、中村委員、阿部委員、井汲委員、池田委員、井上委員、岡田委員、小堤委員、小泉委員、白石委員、山根委員、金子委員、五島委員代理北野氏、下村委員、八木委員、山本委員代理金木氏、石川委員、鈴木委員、田之畑委員、和久井委員（20名） |
| 欠 席 者 | 飯野委員、藤田委員、赤羽委員、五島委員、山本委員（５名） |
| 開催形態 | 公開（傍聴者なし） |
| 議題等 | １．開会２．福祉のまちづくり推進事業の経緯について３．会長及び副会長の選出４．議事横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会の設置について５．報告　（１）福祉のまちづくり条例・規則改正について　（２）小柴自然公園の整備について　（３）横浜市バリアフリー基本構想について　（４）令和２年度及び令和３年度　横浜市福祉のまちづくり推進事業について６．その他 |
| 決定事項 | 横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会設置及び小委員会委員について承認された。 |
| 資 料・特記事項 | 資料・資料１　横浜市福祉のまちづくり　事業開始から現在までの経緯・資料２　横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会の設置について・資料３　横浜市福祉のまちづくり条例・規則改正について・資料３−１　関係団体説明資料・資料３−２　令和３年度第１回　横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会で出された主な意見・資料４　小柴自然公園の整備　―誰もが楽しめる公園を目指してー・資料５　横浜市バリアフリー基本構想について・資料６　令和２年度　福祉のまちづくり推進事業について（報告）・資料６−１　令和３年３月26日記者発表資料　「ふくまちガイド（横浜市福祉のまちづくり推進指針 改定版）を策定しました！」・資料６−２　だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業等（令和３年度予算概要から抜粋）・資料６−３　令和３年９月21日記者発表資料　「エスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーンに参加します！」・参考資料１　横浜市福祉のまちづくり推進会議について・参考資料２　横浜市福祉のまちづくり条例・参考資料３　横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱・参考　ふくまちガイド、ふくまちガイド実践編 |

|  |
| --- |
| **第47回　横浜市福祉のまちづくり推進会議議事概要** |
| 事務局事務局大原会長中村副会長事務局大原会長事務局大原会長井上委員大原会長白石委員大原会長大原会長事務局白石委員大原会長井上委員大原会長事務局井上委員事務局大原会長健康福祉局障害施策推進課大原会長白石委員大原会長事務局白石委員大原会長事務局大原会長白石委員大原会長和久井委員大原会長白石委員大原会長環境創造局公園緑地整備課井上委員環境創造局公園緑地整備課井上委員環境創造局公園緑地整備課白石委員環境創造局公園緑地整備課大原会長道路局企画課事務局大原会長 | **１　開会**（あいさつ）**２　福祉のまちづくり推進事業の経緯について**（資料1説明）**３　会長及び副会長の選出**（金子委員の推薦により、全委員の合意のもと大原委員が会長に決定した。また、大原会長の指名により、中村委員が副会長に選出された。）　長年この福祉のまちづくり推進会議に付き合わせていただいているが、課題も次々と出てきて、なかなか区切りをつけにくく、やり残したことの責任も感じているので、皆さんともう少し一歩ずつ進めていきたい。昨年は後半大きい病気をして、心ならずも欠席を続け申し訳ありませんでした。コロナでは失ったものもあるが、これによって新しい形が見つかった面もある。有意義な議論をしていただければと思う。**４　議事****横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会の設置について**（資料２説明）（追加資料　小委員会委員（案）配布）ふくまちガイドというこの指針を多くの人に知ってもらい、活用の仕方を考えていくため、ふくまちガイドを作ったメンバーとほぼ変わらない構成になっている。大原会長のご説明の通り、基本的にはふくまちガイドの策定に携わったメンバーだが、第13期推進会議の委員の委嘱に際して、一般社団法人ラシク045は、田之畑委員に交代しているため、小委員会も田之畑委員にお願いしたい。小委員会委員（案）について意見・質問があればお願いしたい。小委員会を立ち上げることは大賛成だ。　青い方のふくまちガイドの５ページは、ちょっと工夫が必要かと思う。文字を読んだり書いたりできる聴覚障害者はタブレットなどを使うが、読んだり書いたりできないろう者には対応していない。できれば、×や○、ご飯を食べるなど簡単な身振りを入れてもらう。できれば簡単な手話も入れてもらうと良い。そうして欲しかったと言う意見だ。　イラストなども最終的に絵になる前に見てもらえれば良かったと思う。今回は、100点は取れていないかもしれないが及第点はとれているのではないかと思う。これを普及していく過程でさらに補足して必要な情報をきちんと伝えるようにしたい。確かにこれは文字を介して情報交換している絵だが、右側の人は日本語話者ではないという表現のようだ。日本語ではないもので表現するとか、身振り手振りで表現することもあるので、このパンフレットをステップとして、さらにこういうこともできるのでは、ということを考えてもらう材料にもなると思う。　そういうご意見をいろいろいただいて、小委員会でもよりよい普及の仕方を考えていきたい。　私たちは食事をする時の障害があるので、飲食店ではスプーンやミキサーなどの配慮が必要だ。今度改定するときは、付け加えて欲しい。　ホテルなどは集中的にとりあげた時期もあったが、飲食店での配慮は確かに取り入れてなかったかもしれない。小委員会で足りない部分を補い、加えていきたい。　では、今のような足りない部分を補いつつ多くの人に知ってもらう活動を検討するということで、小委員会の設置とメンバーについてはご了承いただけるか。（一同、了承）　ありがとうございます。【休憩】**５　報告****（１）福祉のまちづくり条例・規則改正について**（資料３、資料３−１、資料３−２説明）　この条例改正で一番影響を受けるのは、私たち車いす利用者だ。このようにエレベーターで２階、３階に上がれないのは問題だ。車いすトイレとエレベーターは車いす利用者に必要不可欠なものだ。先日携帯電話会社に行ったときも、たった10cmの段差で中に入れず帰ってくれと言われた。このように小規模施設において、車いす使用者が使えない部屋や空間を作るのは絶対反対だ。　今回の改正はいずれも緩和という形なので、この緩和はしてはいけないのではないかという所が、指摘事項として挙がっている。一つの用途で複数階の建物の場合、上下移動できないものを福祉施設として認めるのかという所は専門委員会でも相当議論になり、このまま緩和すべきではないという意見が議論されている。このパンフレットで紹介されている案からは隔たりがあるのが、今の段階なので、検討段階だと認識していただいて良いと思う。　横浜のロープウェーであったことだが、聴覚障害者が排除された。耳の聴こえる人と一緒でないと乗れないと言われている。それに関連した基準は福祉のまちづくり条例になく、国に言ったが、遊園地の観覧車、ロープウェーなどの乗り物は、バリアフリー法の対象外だと言われた。それでは聞こえない人は楽しみがなくなるので、まちづくりとしてはいかがなものか、というような状況がある。そういう問題をどう考えるか。　まさに見直さなくてはいけないことが一つ増えた感じがする。今現実にロープウェーなどがどういう対応になっているか、事務局でわかるか。　ロープウェーの話はこちらにも来ているが、ロープウェーは福祉のまちづくり条例の整備基準などの対象外になっている。運用の中で、付添の方が必要という話もあったが、見直せる部分は対応していただくよう声をかけていくところだ。　条例には取り込めないか。障害者が不便なことになっている。お互いに都合をつけて、健常者と一緒に乗らなければいけない。これからそういうことがないようにお願いしたい。　ご意見として伺って、我々の方でも考えていきたい。　ロープウェー会社でどういう対応、合理的配慮をするのかを調べていただきたい。ただ、移動を拒否するということは基本的にあってはならない。何らかの代替措置が講じられていないとおかしいので、調べていただき、かつ、福祉のまちづくり条例の中でも交通機関の部分でそういう対応が盛り込めるのかということも検討してほしい。 井上委員から出たお話は、法的な安全配慮義務との関係まできちんと確認はできていないが、事業者としての合理的配慮としては、一つは従業員が一緒に乗ること、もう一つはタブレットによる文字情報がやりとりできるように配慮することを考えているようだ。乗り物そのものに電光掲示のようなものを入れることまではできなかったが、タブレット端末を持って乗っていただくことで、万が一の緊急の時に文字による情報提供ができるようになる。今のところ、事業者としてそこまでは配慮をしてくれていることは確認できている。さらなるものとか、福祉のまちづくり条例などでそれ以上のことが求められるのかという法的な根拠は、これから調べる。　それではまた確認していただき、福祉のまちづくり条例で何か対応する必要があるかどうか、あるとしたらどういうことが、というのはまた検討していければいいと思う。　事務局の説明にはソフト対応という言葉が出てくるが、具体的に説明してほしい。　場合によって対応が違うと思うが、例示としてどのようなものが考えられるか。今考えている合理的配慮の計画書のようなものを出すとすると、どんなことが書かれるのか。　専門委員会でご提案いただいた合理的配慮に関する計画については、事前協議において、ハードの基準を満たせるかどうかという協議に加えて、ハードの基準を満たさない項目については、利用者に対して事業者側から補助的なものが考えられるかというのを期待して、事業所管課と連携してやりとりを進めようとしている。具体的には、横浜は山坂が多いため敷地と道路の段差や敷地と建物の出入り口の段差について、スロープがつけられない場合は、事業者がサポートするなどして、利用者が施設に入れるようにすることなどを想定している。　私のこの前の経験では、店の前が歩道でスロープ設置は困難だった。そういう場合はどうするのか疑問だ。 どうするのかは事業者が自ら考えてくれるのを待つのか。親切なやり方としては、対応例を見せることが考えられるが、それは逃げ道を示してしまうことになるかもしれないので、いいことかどうか分からない。合理的配慮のひな型のようなものや参考例をあらかじめ見せるかどうかも議論しないといけないと思う。事務局で考えていることはあるか。　我々は建築局なのでハード整備が専門だ。どのような補助を利用者の方が求めているかは、事業者側か健康福祉局の事業所管課にヒアリングをしながら、どのような対応策がとれるか議論して、事業者に案として提示できればと思っている。ハードとソフトが逆転して、全部ソフトでいいというふうには当然やりたくない。ハードはきちんと整備してもらい、介助がいらないような形で施設利用できるというのを基本に進めて、それでも無理な時にはソフト対応を考える。手続きの順番があべこべにならないように工夫していきたい。　横浜市として整備基準を設定しているので、それに合わせてハード整備をしていくのが基本だと思う。この話が出てきたのは、それが厳しすぎて、必要とされる地域に必要な施設がなかなか建設できないということから、少し緩和してもっと作りやすくしたいということだと思う。だから基本線は後退しないというのが原則だと思う。その上で、新築以外の既存の建物を改修するときに、すでに何らかの高低差があってそれを解消するスペースが取れないというような問題で造りにくいと言う問題が出てくる。しかし新築の場合は何とか工夫してもらうというのが基本的な考え方だと思う、と専門委員会で私も発言した。皆さんがご心配なのは、それがなし崩しになってしまうのではというおそれがあるということだと思う。そこはできるだけ後退しないということを原則として考えることが大事だと思う。　ハードとソフトの関係においては、駅にエレベーターがなかったころ、私たちは駅員たちに頑張ってもらい駅のホームまであげてもらった。そういう経緯の中で、駅のほとんどにエレベーターがついた。ハードがダメだからソフトでカバーしようというのは本末転倒だと思う。　今のご発言はご意見として伺っておく。基本はそうだと思う。　車いすユーザーとしては全くそうだと思う。でも、車いすだから全て同じような所に行かれなきゃいけないという考えは100パーセント幸せになることではないと思う。誰にでも絶対に行けない所はある。例えば富士山も何兆円とかお金をかければ、エレベーターをつけて誰でも行けるようになるかもしれないが、それが正解とは言えない。小さなカフェに行きたいと思ってもエレベーターもスロープもつけられない所もあると思う。そういう所は、「もし可能なら下で会計できませんか」と頼むこともできるし、お店の人が配慮してくれることもあると思う。条例改正案の③の福祉施設にしても、１階にも２階にもトイレがあれば、私も車いすユーザーなので嬉しい。でもお金には限りがある。市にも予算があり、他にもバリアフリーにしなければいけないところがたくさんあるし、車いすユーザーだけでなく視覚障害者も聴覚障害者も精神の方もお年寄りも、限られた予算で、あるものを活用しながら皆が幸せになる方法を考えていく必要がある。　そのためには、このように条例を緩和しながら、利用しやすく、皆が使いやすいものを作っていける基準が必要だと思い、この条例の見直しでは、私は、車いすトイレは１カ所あればいいのでは、という話をした。車いすユーザーも２階にあがれたらいいと思うこともたくさんある。ハードとソフトを反転させることは絶対あってはならないかもしれないが、だからといって全ての人が同じ所に行けるわけではないと私は考えている。皆が幸せになれる横浜市になってほしいと思って、私は市民委員として参加している。　いろいろな視点や意見を出していただくことがすごく大事で、今の話でいうと手がかりとしては、小さな規模でエレベーターと車いすトイレをそれぞれの階につけると、ほとんどそれだけになって残りの部分がほとんどとれないような小さな敷地では建物として用をなさないというのが現実にはあると思う。だからそれが整備されないことを考え方として認めることができるようなもの、例えば個人の住宅は不特定多数が利用するわけではないという考え方で、どんなものが建っても、その人の物だから構わないということになっている。だから全てが100パーセントではない。その手前でみんなが合意できるレベルの配慮とはどこなのか、その線引きが今求められている。　今回の条例改正案の話では、用途、規模、新築と既存建物の改修というあたりの切り口をどこで線を引くかが重要だと思うので、さらに検討を進めて、できるだけ多くの人が納得のいく線を見つけていくことだと思う。　意見として聞いていただきたいが、街の中のグループホームは、グループホームの実態を考えると基本的には反対だ。まちづくりの会議なので、その問題はおいておくが、グループホームや作業所ができることは横浜市の障害者にとっていいことだとは思わない。　それは、いろいろな選択肢とか何がたりないかというようなことを政策的に判断する内容の話かと思うので、意見として聞いておく。　条例改正の件は、まだ途中段階だが、かなり物議をかもしていて、真剣に議論しないといけないという不安やご意見をいただいたので、きちんと専門委員会で検討していただきたいと思う。**（２）小柴自然公園の整備について**（資料４説明）　いくつか質問がある。小柴自然公園には駐車場があるということだが無料、有料のどちらか。将来、第３期のエリアまで広がって、そちらにも駐車場がつくられると思うが、それも有料か。　聴覚障害者にとって、駐車場は大変不便なことがある。大きな市立の公園の駐車場では障害者手帳を見せると割引がある。無人の駐車場では聴覚障害者手帳を見せるための電話が必要だが、その電話が設置されていない。そのために入れない、出られないことを私は経験した。駐車場がどうなるのかお聞きしたい。　駐車場は、先ほど示した図面の１か所に整備する予定だ。基本的には有料の駐車場だが、障害者手帳を見せれば減免という対応をしたい。ただ、この遊具広場ができる段階では、まだ無人の管理を想定している。その点、お話のとおり現場で連絡するなどの問題点があるので、今後検討したい。　聴覚障害者団体も検討に参加させてもらえるとありがたい。　今回の計画にあたって、いろいろな団体の方に話を聞いている。駐車場についても、何かしらの形でお話を伺いながら進めたい。　最寄り駅からの車いすのアクセスと、車いすトイレの配置位置、車いすトイレのタイプをお伺いしたい。　最寄りの幸浦駅からは全てスロープがある。途中で横断歩道を１回渡るが、皆さまがたに来ていただくことは可能かと思う。ただ少し距離はある。　トイレは遊具広場の近くに設置予定で、その中に多目的トイレを二つ設ける予定だ。それ以外に男子トイレ、女子トイレという形で現在、考えている。多目的トイレの中には、大人用のおむつの交換ができる形、またオストメイト、着替え台も設置する予定だ。　通常のセットがあるという回答だったと思う。　では、あと２件報告があるので先に進めたい。**（３）横浜市バリアフリー基本構想について**（資料５説明）　**（４）令和２年度及び令和３年度 横浜市福祉のまちづくり推進事業について**（資料６説明）　ありがとうございました。　全体を通じて質問などあるか？無いようなので、本会議を終了する。【閉会】 |